

落札者は、本物件全体を一体開発するものとし、引渡日の翌日から起算して5年以内に当該開発を完了のうえ、指定用途での譲渡又は貸付が可能な状態にしてください。また、開発完了後であっても、引渡日の翌日から起算して5年以内にその用途を変更し、譲渡又は貸付けを行うことはできません。

## (2) 建物等の解体

落札者は、自身の責任と負担により建物工作物等を解体撤去する義務が生じます。入札前に現地確認や「皿入札手続」「12 公開図書」の確認を行ってください。また、「3 建物等の解体にかかる対応事項」で定める注意事項や関連法令を遵守し、解体撤去を行ってください。加えて、近隣住民への周知、説明等の対応を含め、近隣住民及びその他第三者との紛争が生じないよう十分配慮を行ってください。

## (3) 所有権移転等の禁止

落札者は、本市が指定用途での譲渡又は貸付けが可能な状態であることを確認するまでは、所有権を第三者に移転できません。また、同期間中に本物件に賃借権その他使用収益を目的とした権利や、抵当権その他担保を目的とした権利の設定はできません。

落札者は、「(1) 指定用途」で示した用途での譲渡又は貸付けが可能となった場合、本市に書面により所有権移転等の申入れを行ってください。宅地造成工事が完了し指定用途での活用が可能と本市が判断できた場合は、所有権の移転等を認めます。

上述並びに仮契約書案第 16 条に定める、所有権を移転することが可能な状態とは、具体的に以下の要件全てを満たしている状態を指します。

- ・建物工作物等が適切に解体撤去されている。
- ・開発許可申の検査済証の交付を受けている。
- ・売却等に向けて土地の区画割り分筆を終えている。
- ・その他、本市が定める条件等の違反していない。

## 変更点

### 3 建物等の解体にかかる対応事項

#### (1) 解体撤去の対象となる建物等

落札者には、南法面及び南法面に付帯する工作物を除く（詳細は次ページの「解体撤去の対象範囲」を参照）、すべての敷地内の建物、建物の付帯設備、工作物、地下埋設物等を解体撤去する義務が発生します。本市で把握している建物・工作物は以下のとおりです。なお、本要領に記載がない工作物等があった場合においても、本市はその責任を負わず、落札者の責任と負担において解体撤去していただきます。

(建物一覧)

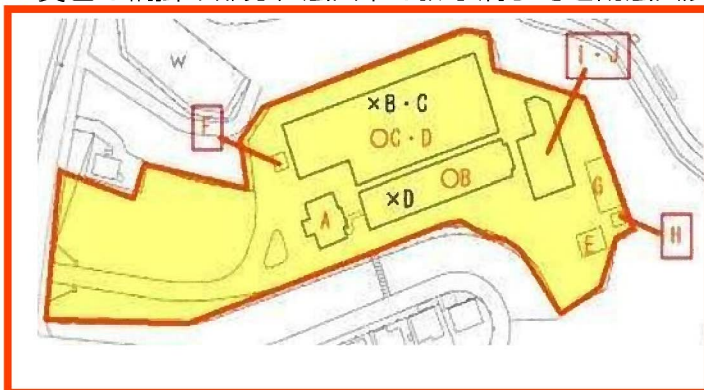
	名称	構造	建築年	延床面積	摘要
A	管理棟	鉄筋コンクリート造	1984	360.25 m <sup>2</sup>	
B	処理棟	鉄筋コンクリート造	1984	496.07 m <sup>2</sup>	
C	処理棟	鉄筋コンクリート造	1987	2262.9 m <sup>2</sup>	アスベスト含有建材を使用
D	処理棟	鉄骨造	1987	334.81 m <sup>2</sup>	アスベスト含有建材を使用
E	車庫	鉄骨造	1987	54.79 m <sup>2</sup>	
F	ホッパ° - 棟	鉄骨造	1987	17.01 m <sup>2</sup>	
G	焼却炉棟	鉄骨造	1987	107.54 m <sup>2</sup>	
H	オイルタンク棟	コンクリートブロック造	1987	12.16 m <sup>2</sup>	
I	汚泥処理棟	鉄筋コンクリート造	1989	807.82 m <sup>2</sup>	アスベスト含有建材を使用
J	汚泥処理棟	鉄骨造	1989	76.91 m <sup>2</sup>	アスベスト含有建材を使用

(工作物一覧)

外周フェンス	土留め擁壁	ブロック塀	門扉
アスファルト舗装路	電灯	側溝	埋設管

(解体撤去の対象範囲)

黄色の網掛け部分、法面下の排水溝までを南法面及び南法面に付帯する工作物とします。



変更点